

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月29日
【会社名】	AppBank株式会社
【英訳名】	AppBank Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 宮下 泰明
【最高財務責任者の役職氏名】	専務取締役グループCFO 廣瀬 光伸
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目21番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長CEO宮下泰明及び専務取締役グループCFO廣瀬光伸は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであるため、財務統制に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成27年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及びすべての連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、売上原価、買掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

平成27年11月下旬の税務調査の過程において、当社の支払先のなかで所在の判明しない取引先が見つかりました。内容を精査したところ、平成27年12月上旬の社内調査において、元役員が平成25年から平成27年までの間に、自身が関与する複数の法人等を当社取引先のように偽装し、当社から同法人等の口座に不正に送金がされていた事実（以下「本件不正取引」）が発覚しました。

これを受けて、当社は、本件不正取引の事実が確認された平成27年12月初旬以降、調査を進めるとともに、平成27年12月15日、弁護士・公認会計士等の外部の専門家を含む社内調査委員会を設置して、取引の内容の精査及び原因究明に向けた調査を行いました。

平成28年1月28日付で社内調査委員会からの調査結果の報告を受け、当社は、当該調査結果を確認・精査した結果、平成24年12月期から平成27年12月期第3四半期までの決算を訂正することが適当と判断し、過去に提出した有価証券届出書の訂正届出書及び平成27年12月期第3四半期報告書の訂正報告書を提出することといたしました。

本件不正取引は、事業部内のプロジェクト別損益管理を各プロジェクト責任部署が主体的に管理し、これを管理部に報告する体制まで十分には整備されていなかったこと、また、管理部内におけるチェック体制が制度的・人力的に十分

担保し切れなかったこと等の複合的な要因から、元役員による個人的な不正行為という内部統制を毀損する行為を防止できなかったことによるものと認識しております。

以上のことから、全社的な内部統制の一部及び業務プロセスに係る内部統制に関する不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

当社は財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、社内調査委員会の報告等を踏まえ、内部統制の不備を是正するため以下の再発防止策を策定しております。しかしながら、当事業年度末時点までに十分な期間を確保することができなかったことから、内部統制の不備を当事業年度末までに是正することができませんでした。このため、翌事業年度において、再発防止策の適切な運用を通じて、財務報告に係る内部統制の不備の改善に取り組んでまいります。

なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、決算過程で適正に修正しております。

(1) 管理部におけるダブルチェック体制及び人員の強化

開発外注費の計上及び支払データに対しダブルチェックによる照合を行うこととします。また、サービス・プロバイダより配信される元データに対しても事業部における承認体制を整備いたします。なお、平成27年11月より、計上及び支払データに対し取引先の一致を全件、ダブルチェックしております。

取引先別の債務残高管理を行い、不適切な計上や支払を適宜把握できる体制を整備いたします。

管理部において人員を増強し、費用の計上及び支払に係る会計伝票の起票・承認における職務分掌の充実を図ります。なお、当社では、平成27年12月期決算より財務経理担当者を増員（4名体制）しております。

(2) 事業部プロジェクト別損益管理の充実

事業部プロジェクトごとに予算実績管理を行い、各事業部プロジェクト責任者に損益に対して適時に説明を求めて情報共有を図ることにより、適切な管理運用ができる体制を構築いたします。

(3) 採用プロセスの強化

今後、当社において管理業務の充実を図っていくに当たり、採用対象の経歴及びその資料の精査確認について慎重に努めるようにいたします。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。